

○ 財務省令平成二十三年三月一〇二号  
國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大藏省告示第百二十号)  
条件等を次年三月十六日より告示する。利付国債に基づき、発行したる。規定に基づき、

財務大臣 与謝野馨

一 行平省  
二 平成二十一号  
三 法律發行稱及根拠記  
四 發行方法の適

とて価のし定あ争争う札価振の以律社第一十行平十利  
す得格決、めつ入入。へ格替適下へ債四平項年の成八付  
るらを定価らて札札に以を機用「平、十成及法特二回」  
もれ募を格れ、「と發よ」下競争は受けるも「平成七十七年  
のる入受競た価同行「争に付けるも」とい「平成十九年  
に価額け争利格時」発「争て行」と。七年法律第十三年  
による格にた入率競にと「格付けるも」とい「平成九年  
をよ各札を入わう」(以「競争して行」とし)「平成十二年  
發そり申にそ札れ」(以下「札わる」)、「札わる」  
行の加込おのにる、「札わる」  
(以下「札格格とる」)、「札格格とる」  
「価均應募率い札格格とる」その規  
非格し募入とてで競競い入の定。

## 五

ハ 口 イ  
方 募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競定
行争非者特国発競I加場入	行争の

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内参額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競  
 入場も加、た価格國定特あ争争  
 札特の者財後格競債め別つ入入  
 発別にご務に競争市る参て札札  
 行参よと大行争入場も加、と発  
 ー加るに臣わ入札特の者財同行  
 と者発応がれ札發別にご務時ー  
 い・行募各の行参よと大にと  
 う第一限國る募ー加るに臣行い  
 〇II以度債入と者発応がわう  
 非下額市札のい・行募各れ。  
 価ーを場で決う第一限國る、  
 格國定特あ定ーI以度債入価  
 競債め別つを及非下額市札格

七  
イ  
拵

入価込 行争非者特國行争非者特國  
札格金 入価・別債 入価・別債  
發競金 札格第參市 札格第參市  
行争額 發競Ⅱ加場 發競Ⅰ加場

十一  
三兆  
万八  
円千  
三百  
五十五  
億八千  
三百

三国條特  
百債の別  
四に規会  
十つ定計  
六いにに  
億て基關  
円、づす  
額きる  
面發法  
金行律  
額し第  
でた四  
二利十  
千付七

二  
ハ  
口

札非  
發競  
行争  
入

百国條特一國條特四て基關千金しニ債う億額  
四債の別億債の別十はづす九額た条のち円面  
十に規会三に規会五、きる百で利第發、金  
四つ定計千つ定計万額發法五一付一行平額  
億いにに九いにに円面行律十兆國項の成  
円て基關百て基關金し第五八債の特二  
、づす万、づす額た四万千に規例十  
額きる円額きるで利十円三つ定に年  
面發法面發法二付七、百いに関度  
金行律金行律十國條特三て基すに  
額し第額し第三債の別十はづるお  
でた四でた四億に規会四、き法け  
千利十九利十三つ定計億額發律る  
五付七十付七千いにに六面行第公

六  
イ  
發

入価  
札格行  
發競  
行争額

口	イ	一	十	九	八	ニ	ハ	口																		
争	非	者	特	国	札	非	入	価	發	替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	
入	価	・	別	債	發	競	札	格	行	行	額	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	發	競	札	格	
札	格	第	参	市	行	争	發	競	価		面	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	行	争	札	格	
發	競	I	加	場	、	入	行	争	格	日	位	金	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	入	發	競	
十	額	募	十	額	平	す	額	の	振	五		万	二										二	千	百	九
八	面	価	八	面	成	る	の	記	替	万		八	千										千	五	二	十
錢	金	格	錢	金	二	。	整	載	法	円		千	三										円	百	十	一
八	額	五	額	十	数	又	の					円	百										四	円	億	
厘	百	厘	百	一	倍	は	規					四											十	三		
円	以	円	年		の	記	定					十											三	千		
に	上	に	三		金	錄	に					五											億	七		
つ	の	つ	月		額	は	よ					億											八	百		
き	そ	き	十		に	、	る					七											千	九		
九	れ	九	六		よ	最	振					千											百	十		
十	ぞ	十	日		る	低	替					百											四	万		
九	れ	九			も	額	口					八											十	三		
円	の	円			の	面	座					十											七	千		
九	応	九			と	金	簿					四											万	三		

の経利入価・別債行  
払過札格第参市及  
込利発競Ⅱ加場び  
み子率行争非者特国

(一) 年  
も号には○  
のにより募・  
と規定入四  
する。算込パ  
する。金額決定  
する。出セー  
る。期たン  
日金通知ト  
に額を  
払を次受  
い第のけ  
込二算た  
む十式者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100}}{365} - 1$$

期平 (二)  
と成すの國たは者にへにりに座も係  
し二る税法金前記、又おた百算つにのる  
、十こ率人額記はいだ分出し記と所  
次一とをがに外てしの載し得時に  
の年が乗適当の國取、二金前記は又て税  
算九でじ用該算法得當、二十額記は振が  
式月きたを非式人す該記替源  
に十る金受居にでる國記録口泉  
より五。額け住よあ者債乗らのさ座徵そ  
り日～る者りるがをじ當算れ簿收の  
算を所又算場非發た該式る中さ利  
出控得は出合居行金金にものれ子  
支除税外しに住時額額よの口るに

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 利期  
日加支額限 予以

平 財 日額平利てを毎  
成 務 本面成子、支年  
二 大 銀金二をそ払三  
十 臣 行額十支の期月  
一 か 百三払日と十  
年 ら 円年う以し五  
三 通 に三。前、日  
月 知 つ月六各及  
十 を き十月支び  
六 受 百五間払九  
日 け 円日に期月  
た 者 属に十  
く すお五  
く るい日

額面金額  $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$  規下は期た  
定、が金  
す次そ銀額  
る号の行を  
期及翌休  
日び営業  
に第業日  
つ十日に  
い六にた  
て号支當  
同に払た  
じおうる、  
いへと支  
て以き払